

総務委員会情報連絡

令和2年9月29日

情報連絡事項	頁
1 足立区業務委託契約等における公募型指名競争入札の実施要綱の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(総務部)

総務委員会情報連絡

令和2年9月29日

件名	足立区業務委託契約等における公募型指名競争入札の実施要綱の一部改正について
所管部課名	総務部契約課
内容	<p>これまで物品契約では、主に業務委託契約を公募型指名競争入札の対象としていたが、入札における競争性を担保し、公正な入札制度を維持するため、一部の買入れ契約等についても対象として追加することとした。</p> <p>1 改正内容</p> <p>要綱第3条第1項を次のように改正した（下線の号を追加）。その他、別紙新旧対象表のとおり規定整備を行った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>（対象契約）</p> <p>第3条 公募型指名競争入札の対象とする契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） <u>予定価格3000万円以上の物品の買入れ契約のうち、電子計算機、タブレット端末又はこれらに類するものに係る契約</u></p> <p>（2） 予定価格2000万円以上の委託契約のうち、設備環境管理業務及び建物清掃業務に係る年間契約</p> <p>（3） <u>自転車の売払い契約</u></p> <p>（4） 前各号に掲げるもののほか、区長が適当と認める契約</p> </div> <p>2 施行年月日</p> <p>令和2年9月1日</p>
問題点 今後の方針	<p>1 東京電子自治体共同運営のホームページに掲載し、周知を図る。</p> <p>2 今後も、入札結果を注視し、必要に応じて対象案件の拡大を検討する。</p>

新旧対照表

別紙

改正前	改正後
<p>足立区業務委託契約等における公募型指名競争入札の実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、足立区が発注する業務委託契約等に係る公募型指名競争入札の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、公募型指名競争入札の公平性、競争性及び透明性を確保することを目的とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(対象契約)</p> <p>第3条 公募型指名競争入札の対象とする業務委託契約等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 予定価格2000万円以上の委託契約のうち、設備環境管理業務及び建物清掃業務に係る年間契約</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が適当と認める契約</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する契約その他特別の取扱いを必要とする契約については、公募型指名競争入札の対象としないことができる。</p> <p>第4条～第6条 省略</p>	<p>足立区<u>物品の買入れ契約</u>等における公募型指名競争入札の実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、足立区が発注する<u>物品の買入れ契約</u>等における公募型指名競争入札の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、公募型指名競争入札の公平性、競争性及び透明性を確保することを目的とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(対象契約)</p> <p>第3条 公募型指名競争入札の対象とする<u>契約</u>は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 予定価格3000万円以上の物品の買入れ契約のうち、電子計算機、タブレット端末又はこれらに類するものに係る契約</u></p> <p><u>(2) 予定価格2000万円以上の委託契約のうち、設備環境管理業務及び建物清掃業務に係る年間契約</u></p> <p><u>(3) 自転車の売払い契約</u></p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当と認める契約</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する契約その他特別の取扱いを必要とする契約については、公募型指名競争入札の対象としないことができる。</p> <p>第4条～第6条 省略</p>

<p>(入札への参加申請等)</p> <p>第7条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、発注票記載の参加資格要件を確認の上、希望申請受付期間内に電子調達の電子入札サービスから希望票に必要事項を入力し、申請するものとする。</p> <p>2 入札参加資格を確認するため、前項の希望票のほか、参加希望者につぎの資料の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 当該入札により締結する契約と同種の契約実績</p> <p>(2) 当該入札の要件とする資格等</p> <p>(3) その他区長が認めたもの</p> <p>第8条～第14条 省略</p> <p>付 則 (29足総契発第1362号 平成29年12月7日 区長決定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成29年12月7日から施行する。</p> <p>(見直し)</p> <p>2 区長は、この要綱を当分の間実施し、施行後必要な見直しを行う。</p>	<p>(入札への参加申請等)</p> <p>第7条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、発注票記載の参加資格要件を確認の上、希望申請受付期間内に電子調達の電子入札サービスから希望票に必要事項を入力し、申請するものとする。</p> <p>2 入札参加資格を確認するため、前項の希望票のほか、参加希望者に<u>次の資料</u>の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 当該入札により締結する契約と同種の契約実績</p> <p>(2) 当該入札の要件とする資格等</p> <p>(3) その他区長が認めたもの</p> <p>第8条～第14条 省略</p> <p>付 則 (29足総契発第1362号 平成29年12月7日 区長決定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成29年12月7日から施行する。</p> <p>(見直し)</p> <p>2 区長は、この要綱を当分の間実施し、施行後必要な見直しを行う。</p> <p><u>付 則 (2足総契発第968号 令和2年9月1日 総務部長決定)</u></p> <p><u>この要綱は、決定の日から施行する。</u></p>
--	---